

2014（平成26）年度 大阪府人権総合講座 総合案内（前期）

1 目 的

様々な人権問題をテーマとする総合的な講座を年間通して開催することで、人権啓発や人権相談等に携わる人々を幅広く養成することを目的としています。

2 概 要

- (1) 対象者は、大阪府内に在住在勤の方で、大阪府、市町村、NPO 団体等、企業、地域等において人権啓発や人権相談に携わる人です。
- (2) 受講される方のニーズや職務経験、スキル等を踏まえて、段階別を実施します。
- (3) 人権啓発や人権相談の現場で必要とされる人を想定し、人材養成のための6つのコースを設定しています。また、コース受講とは別に関心のある科目のみを受講できる「科目選択受講」が可能です。
- (4) 原則1日4科目を実施します。（講義形式で行う科目は原則90分です。）

コースの構成

	コース名	科目数	定員
前期	人権総合相談員養成(基礎)コース	32	50
	人権担当者新転任養成コース	11	25
	人権啓発ファシリテーター養成コース	25	25
後期	人権総合相談員養成(応用)コース	31	50
	人権総合相談員養成(専門)コース	30	50
	人権コーディネーター養成コース	17	25

前期実施
コース

各コースの詳細は、別紙のコースごとの案内チラシを御覧ください。

3 内 容

- (1) コース受講（詳細はコース別受講案内参照）
 - ① 人権総合相談員養成（基礎）コース
相談業務経験が概ね1年未満の人を対象に、相談に寄せられる悩みや相談にいたる背景を理解し、必要に応じて関係機関の紹介や連携ができる相談員を養成します。
 - ② 人権担当者新転任養成コース
職場や団体などで新たに人権問題の担当になった人を対象に、人権行政の基礎知識、啓発等の人権に関する事業づくりの基礎を学び、担当者としての仕事の内容や質の向上を目的としたコースです。
 - ③ 人権啓発ファシリテーター養成コース
ファシリテーターを目指す人を対象に、人権啓発の取り組みを推進するため、職場、学校、地域における人権学習・人権研修を参加体験型で実施できる人を養成します。
- (2) 科目選択受講
各コースの科目を一部選択して受講することができます。

4 実施期間

前期：2014（平成26）年6月17日（火）～8月6日（水）

5 実施主体

一般財団法人大阪府人権協会（主催：大阪府）

6 会 場

- ①HRCビル（AIAI おおさか） 大阪市港区波除 4-1-37
- ②リバティ大阪 大阪市浪速区浪速西 3-6-36
- ③釜ヶ崎周辺 大阪市西成区
- ※②③の会場地図は該当する受講者に別途お知らせします。



HRCビル（最寄り駅「弁天町」駅）

- ①JR環状線 北口
- ②地下鉄中央線 4番出口
- 各出口より北東へ約600m

7 参加・資料代

無料

8 受講申込方法・申込期限 2014（平成26）年5月27日（火）17:00 必着

- * 定員に満たない場合は継続して受け付けます。
- * 別紙各コースの申込用紙に必要事項を記入の上、郵送、Eメール、FAXでお申込みください。
- * 受講コースごとに申込書が分かれています。

9 受講者の決定

- (1) 各科目で受講希望者が定員を超えた場合は、コース受講者を優先します。
- (2) 本事業は府及び市町村において人権施策を推進することが目的であるため、コース受講者については、市町村において人権啓発や人権相談の業務等に従事する方を優先します。
- (3) 上記の(1)と(2)によってもなお定員を上回る場合は抽選にて決定します。
- (4) 受講決定者に、6月6日以降に当協会からEメール、FAX等にて連絡します。
- (5) 受講決定後にやむを得ず受講を辞退される場合は当協会に連絡してください。

10 科目履修及びコース修了認定・修了証書の交付

次の修了要件を満たし、かつ、「講座企画委員会」において修了認定を受けたコース受講者には、大阪府知事名の修了証書を交付します。修了証書の再発行はできません。

※今年度中に修了要件を満たさない場合は未修了になります。(次年度以降への持ち越しはできません)

【履修・コース修了要件】

- ① コース指定の全科目を履修することが必要です。
履修とは、科目への出席と科目ごとの「受講レポート」(200字以上)を提出することです。
- ② 欠席はコース指定の全科目の概ね1割以内とします。(下記参照)。欠席した科目については「特別レポート」(500字以上)を提出することが必要です。
 - ・人権総合相談員養成(基礎)コース : 4科目以内
 - ・人権担当者新転任養成コース : 2科目以内
 - ・人権啓発ファシリテーター養成コース : 3科目以内
- ③ 演習、フィールドワーク科目については、欠席を認めていませんので、欠席された場合は履修とはなりません。
- ④ コース指定の全科目を履修した後に、示された課題について作成する「修了レポート」(800字以上)を当協会が指定する期日までに提出することが必要です。

11 科目履修証明書の交付

受講者から申し出があった場合、当協会代表理事名の科目履修証明書を交付します。

交付は履修した年度のみです。2014(平成26)年8月6日までに指定の用紙で請求してください。

科目履修証明書の再発行はできません。

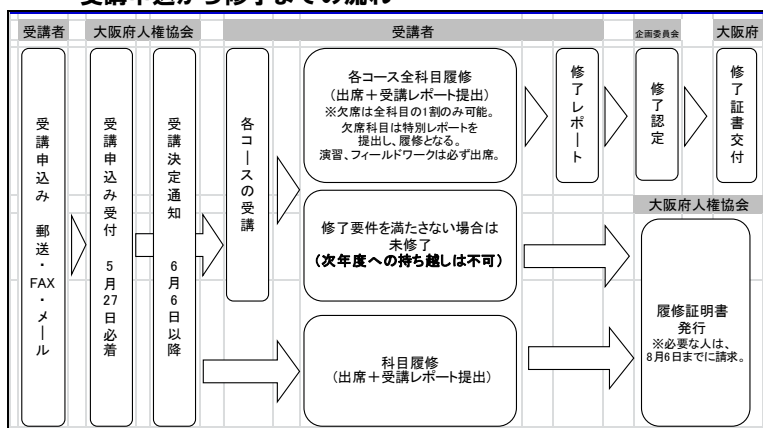
12 出席について

- (1) 欠席、遅刻、早退等の場合は当協会まで連絡してください。(FAX、メールでも可)
- (2) 15分以上の遅刻、早退は欠席扱いとします。
ただし、公共交通機関の遅れの場合は延着証明の提出により、30分以内であれば出席扱いとします。

13 その他

- (1) 2013(平成25)年度で共通分野の必須科目(人権論・個人情報の保護と共有・援助の意味と役割)を履修された方は、当該科目の受講が免除されます。
※申込書の受講状況に、各コースの修了の有無を記入してください。
- (2) 受講申込書記入の個人情報は本講座に関することのみで使用し、厳重に保管の上、本講座終了後、整理ができた時点で破棄します。
- (3) 後期開催分は9月頃案内する予定です。
開催予定コース：人権総合相談員養成(応用コース・専門コース)、コーディネーター養成コース
- (4) 共通分野の必須科目(人権論・個人情報の保護と共有・援助の意味と役割)は後期も実施します。
(ただし、DVD視聴での受講となります。)

受講申込から修了までの流れ



問い合わせ・受講申込み先

一般財団法人大阪府人権協会

担当：成田(なりた)

〒552-0001

大阪市港区波除4-1-37 HRCビル8階

TEL : 06-6581-8613

FAX : 06-6581-8614

E-MAIL : info@jinken-osaka.jp